

ハラスメントの防止・対策に関する規程

釧路孝仁会看護専門学校

2025（令7）年9月1日制定

<目的>

第1条 この規程は、社会医療法人孝仁会 釧路孝仁会看護専門学校において、職員および学生が個人として尊重され、安心してそれぞれの能力を発揮できる学校環境を整えていくことを目的として、ハラスメントの防止およびハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、職員については、社会医療法人孝仁会ハラスメント防止等に関する規程（以下「孝仁会規程」という。）の定めによるものとする。

<定義>

第2条 この規程において、用語の定義は次のように定める。

1.学校環境

教育、研究、就学及び就労のための環境をいう。これには、職員と学生、または学生とその他の学校関係者（学生が学校環境において接することとなる学生及び職員以外の者及び委託契約または派遣契約により勤務する者をいう。以下「関係者」という。）との間において、学内外を問わず、教育、研究、地域貢献、就学及び就労の関係が引き続いている場合に適用される。

2.ハラスメントとは

学校環境において、行為者の意図に係わらず、性別、社会的立場、人権、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等の言動等によって、相手方に不快感、困惑、身体的・精神的苦痛を生じさせ、あるいはその尊厳を損なうこと。相手の意に反する言動によって、相手の人格を傷つけ、人権を侵害し、学校の秩序を乱し、その円滑な活動を阻害することをいい、以下に掲げるものがある。

(1) セクシャルハラスメント

職員又は学生が他の者を不快にさせる学内における性的な言動、並びに職員又は学生が他の職員又は学生、もしくは関係者を不快にさせる学外における性的な言動をいう。実習中に相手から不必要な身体接触を受けること、同性間のセクシャルハラスメントや性に関する固定観念に基づく差別的言動も対象になる。

(2) アカデミックハラスメント

教育（講義、演習、臨地実習）の場における権力を濫用した嫌がらせや差別を指す。性別を問わず、学習活動、教育指導の際に、発言や行為などで相手に身体的・精神的な苦痛、または極度のダメージを与えること。

(3) パワーハラスメント

本人の意図に関わらず、就学職務上の立場を利用して優越的地位にある者がその地位又は職務上等の権限もしくは事実上の上下関係を不当に利用して、他の職員又は関係者に対して行う不適切で不当な言動をいう。優位的に適切な範囲を超えて、不利益な立場にある学生に対して、不適切な言動、指導、処遇を行い、学習活動において精神的・身体的苦痛を与える、または環境を悪化させる行為のこと。

(4) モラルハラスメント

職員又は学生が、職務上の地位又は権限、もしくは人間関係が背景に無くても、言葉や態度等によ

り不当に職員又は学生もしくは関係者の心を傷つけたり追い詰めたりする精神的暴力のこと。

(5) その他のハラスメント

全各項のハラスメントには当たらないが、修学上、教育上あるいは学校生活における関係や、SNSを利用してなされる嫌がらせやいじめ行為により職員又は学生、もしくは関係者に身体的・精神的な苦痛を与えること。

3.ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため職員の就労上又は学生が修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員が就労上又は学生が修学上の不利益を受けることをいう。

4.ハラスメントの防止及び排除

ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合に、その行為を制止し、その状況を解消することをいう。

<学校長の責務>

第 3 条 学校長は、学校におけるハラスメントの防止に関する企画立案を行うとともに、防止策を図らなければならない。

<監督者の責務>

第 4 条 監督する者は、良好な学校環境を確保するため、職員や学生に対して、本規程の周知徹底に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

<職員の責務>

第 5 条 職員は、良好な学校環境を確保するため孝仁会規程及び本規程に従い、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2.職員はハラスメントに起因する問題等が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

<学生の責務>

第 6 条 学生は、良好な学校環境を確保するため本規程に従い、ハラスメントを行ってはならない。また、ハラスメントをなくすために努力しなければならない。

<研修等>

第 7 条 監督者は、ハラスメントの防止等を図るため、職員及び学生に対し必要な研修等を実施するものとする。

<相談窓口及び相談員の設置>

第 8 条 職員及び学生のハラスメントに関する相談等に対応するため、ハラスメント相談窓口を学生相談室、社会医療法人孝仁会 メンタルヘルス相談室に設置する。

2. ハラスメントに関する相談を受ける職員（以下「相談員」）を相談窓口に配置する。

3. 相談員は、副学校長、学校カウンセラー、社会医療法人孝仁会 メンタルヘルス相談員とする。

4.相談員以外の教職員がハラスメントに起因する問題の相談を受けた場合は、相談内容等を相談員もしくは学校倫理委員会に報告する。

<学校倫理委員会>

第9条 学校長は、ハラスメントの防止等を図るため、本校に学校倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、学校長、副学校長、事務長、学科長をもって構成する
3. 学校長が必要と認めた場合は、第8条第2項に定める構成委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
4. 委員会は、次に掲げる事項を取り扱う
 - (1) 苦情申し立てに関すること。
 - (2) 通知や調整でも解決が困難な場合は、学校執行部会に報告し公平・公正な調査を依頼する。
また、社会医療法人孝仁会 ハラスメント苦情相談部門（以下「法人の苦情相談部門」という。）に申立てを行い、適切な指導等を受ける。
 - (3) ハラスメントに起因する問題に対する措置に関すること。
 - (4) その他ハラスメントの防止等に関すること

<学校執行部会>

第10条 学校執行部会をハラスメントに関する相談・調査等に対応するための組織として位置付ける。

2. 執行部会は、学校長、副学校長、事務長、学科長のほか、ハラスメント対策等に関する識見を有する学外部者によって構成される。
3. 執行部会は、学校倫理委員会に指導及び助言をするとともに、事実関係の調査に努めるものとする。

第11条 法人の苦情相談部門は、ハラスメントが疑われ、ハラスメントに関する相談対応が学校倫理委員会及び学校執行部会において困難な場合、苦情申立を受け、本校に対する指導・助言をするとともに、ハラスメント認定の可否を行う。

2. 前項の苦情申立を受けた場合、法人の苦情相談部門は、ハラスメント苦情申立をした職員及び学生にハラスメントの判定結果を通知する。

<相談の申出>

第12条 職員及び学生は、ハラスメント相談窓口の相談員に対して、学校環境におけるハラスメントに関する相談等を行うことができる。

2. 職員及び学生は、ハラスメントに関する虚偽の相談等を行ってはならない。

<相談等への対応>

第13条 相談員は、職員又は学生からハラスメントに関する相談等を受けたときは、事実関係の把握、必要な助言・指導等を行う。

2. ハラスメントに関する相談等を受けた相談員は、速やかに学校長に報告するものとする。
3. 事実関係の調査協力を求められた職員又は学生は、正当な理由なくこれを拒むことはできず、また、虚偽の証言をしてはならない。

<ハラスメントに対する措置等>

第14条 ハラスメントの事実が認められた場合には、学校長は就労上及び修学上の環境を改善するために必要な措置を講じるものとする。

2. 学校長は相談者等に対して嫌がらせや報復等不利益な行為をした場合には処分を含め、厳正に対処する。

＜プライバシーの保護＞

第 15 条 ハラスメントに関する対応に当たっては公正な事情聴取を行うものとし、当事者及び関係者等のプライバシー、名誉その他の人権を尊重しなければならない。

2. ハラスメントに関する相談等への対応に携わった者は、その任務遂行上の知り得た秘密を厳守しなければならない。任務を退いた後も同様とする。

＜不利益取り扱いの禁止＞

第 16 条 学校長及びすべての職員は、ハラスメントに対する相談、対応等に関して正当な対応をした職員及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

2. ハラスメントに対する虚偽の申立て行為をしてはならない。

＜規則の改正＞

第 17 条 本規程は、学校運営会議の議を経て、学校執行部会が行う。

＜その他＞

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。